

# 地方財政

財務省

2020年11月2日

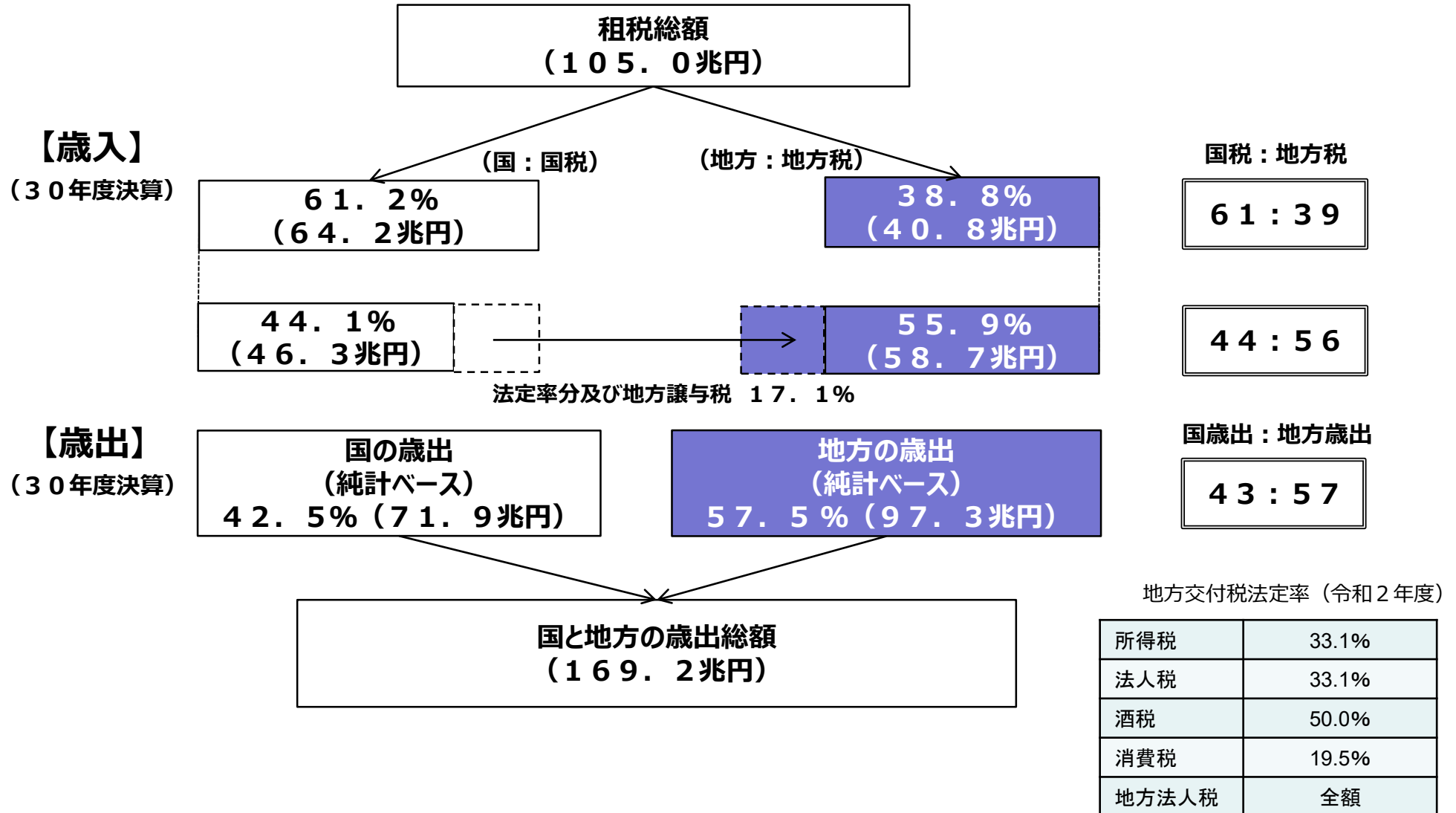
# 目次

- 現行制度の枠組み
  - ・ 一般財源総額実質同水準ルール
  - ・ 地方創生臨時交付金
  
- 地方財政上の課題① ～地方財政計画の適正化～
  - ・ 計画と決算の乖離
  - ・ 枠計上経費
  
- 地方財政上の課題② ～地方公共団体の業務の効率化～
  - ・ 今後の定員管理と行政の効率化
  - ・ 地方公共団体の情報システム標準化
  - ・ 公共施設等の適正管理
  
- 地方財政上の課題③ ～公営企業改革～
  - ・ 下水道事業

# 現行制度の枠組み

# 国と地方の税財源配分と歳出割合

- 地方交付税等の財政移転により、歳出、歳入の両面において、国対地方は概ね 4 : 6 となっている。
- しかし、国と地方を合わせた租税総額と歳出総額はアンバランスであり、このアンバランスを解消していくことが重要。

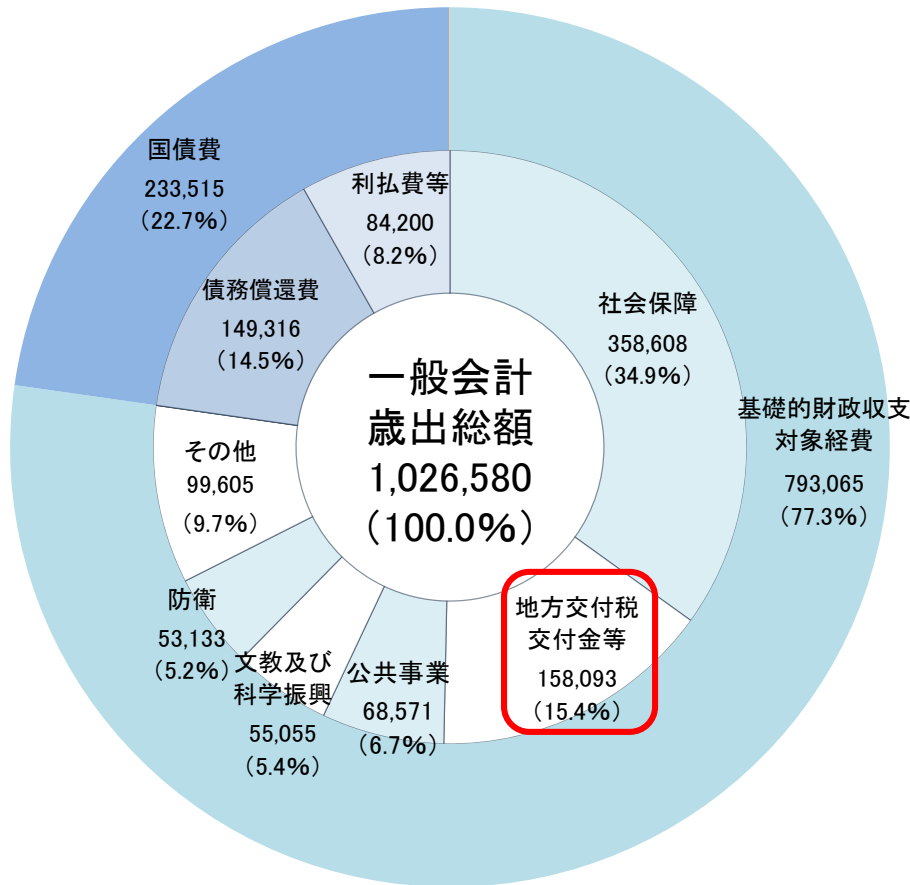


(出所) 「地方財政の状況 (令和2年3月)」等

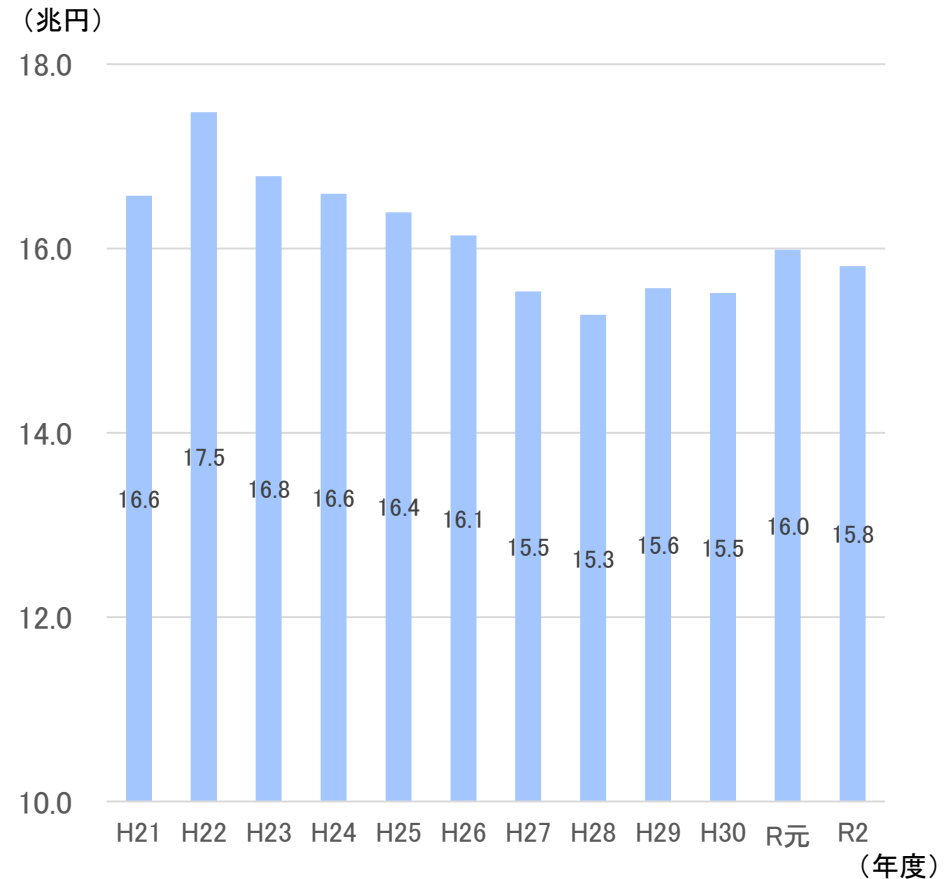
# 令和2年度予算における地方交付税交付金等

- 地方交付税交付金等（地方交付税交付金＋地方特例交付金）は、国の政策的経費（基礎的財政収支対象経費）の中で2番目に大きい15.8兆円となっている。
- 地方交付税交付金等は、地方の税収増やリーマン・ショック後の危機対応の縮減に伴って着実に減額してきたが、近年では国の税収の伸びなどに伴って増加に転じている。

＜令和2年度 一般会計歳出の構成＞



＜地方交付税交付金等（一般会計ベース）の推移＞

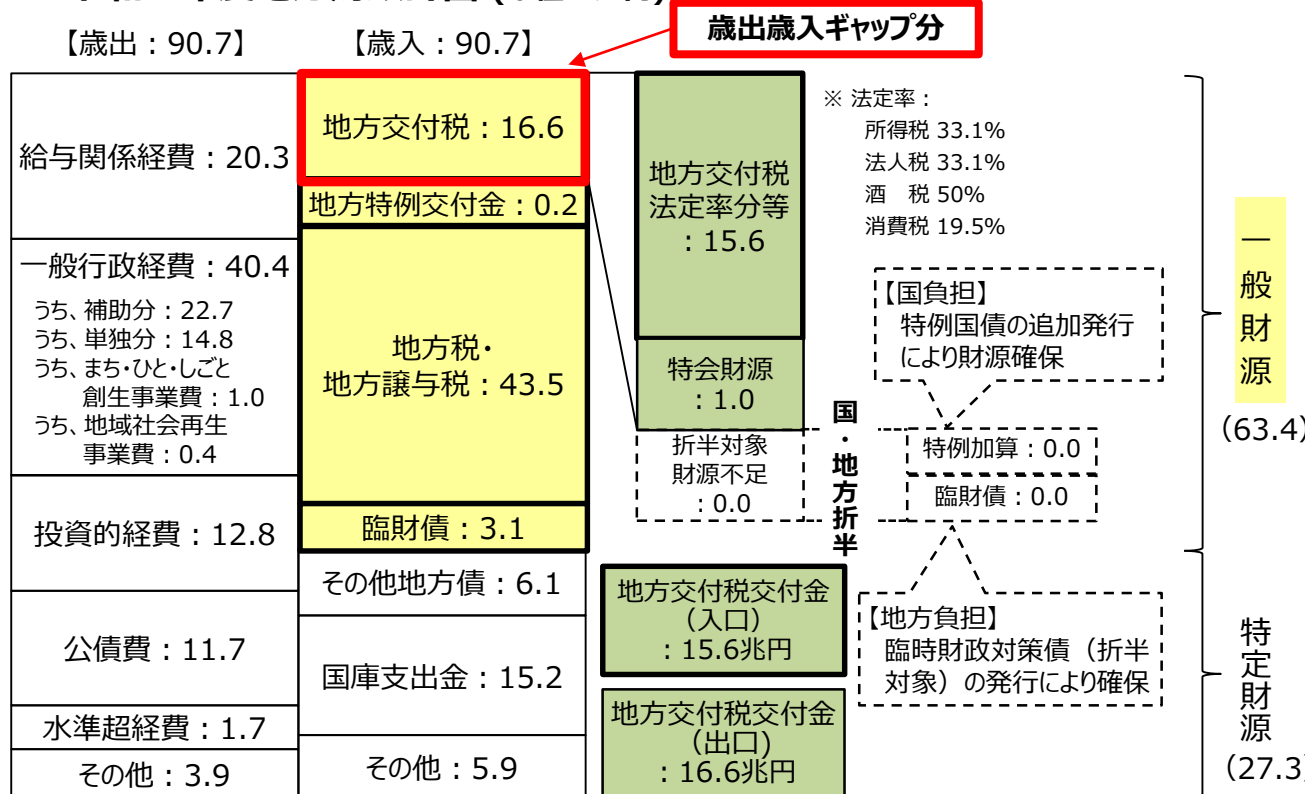


(注) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

# 地方交付税総額（マクロ）の算定と「地方一般財源総額実質同水準」ルール

- 地方交付税総額の算定においては、地方財政計画における歳出歳入ギャップに対し、国税の一定割合である地方交付税の法定率分（国）を充当。  
法定率分等で不足する財源（折半対象財源不足）については、特例加算（国）と臨時財政対策債（地方）により国と地方の折半で負担する仕組み（令和2年度の折半対象財源不足はゼロ）。
- 「地方一般財源総額実質同水準ルール」とは、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、一般財源の総額（注）について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」もの。  
（注）一般財源総額とは、地方交付税、地方特例交付金、地方税、地方譲与税及び臨時財政対策債の総額。
- 「新経済・財政再生計画」においては、同ルールを令和3（2021）年度まで維持する旨が規定されている。

## ◆ 令和2年度地方財政計画（単位：兆円）



### 新経済・財政再生計画における記述

「骨太2018」(平成30年6月15日閣議決定)  
地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

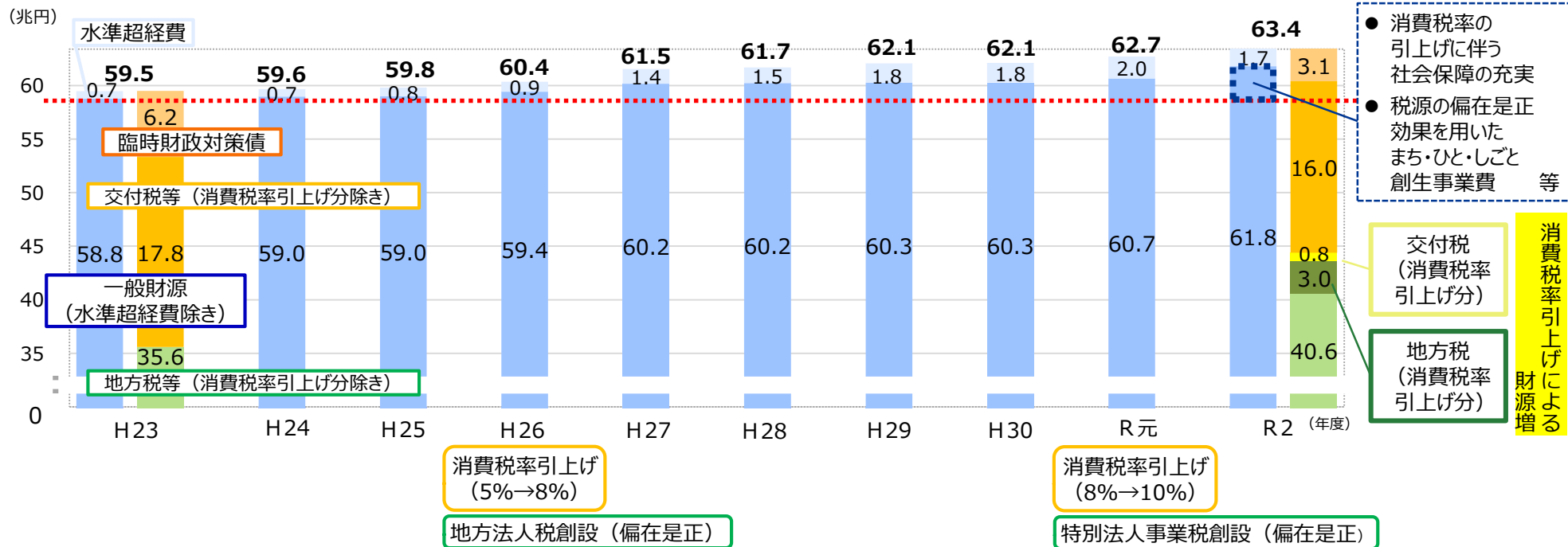
#### ※ 特定財源

- ・「国庫支出金」は、一般行政経費（補助）及び投資的経費（補助）の財源。
- ・「その他地方債」は、建設事業費や災害救助・復旧事業費等の適債事業の財源。
- ・「その他」は使用料及び手数料、雑収入。

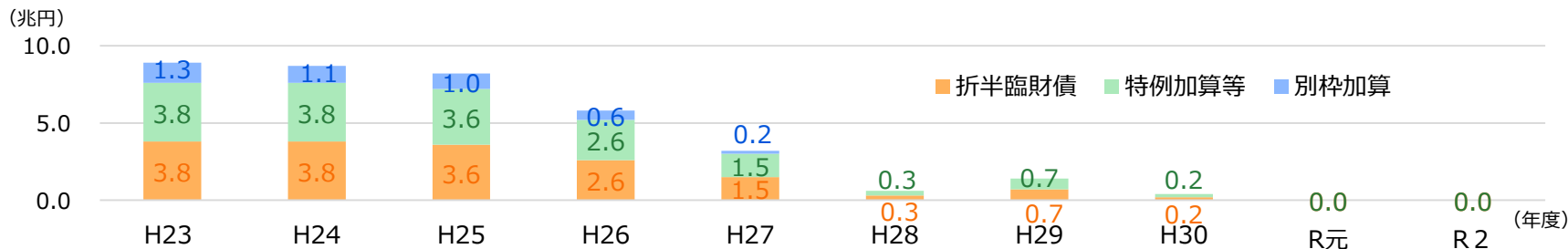
# 地方一般財源総額と折半対象財源不足の推移

- 「一般財源総額実質同水準ルール」に基づく毎年度の予算編成の結果、地方の一般財源総額は、消費税率の引上げに伴う社会保障の充実や偏在是正効果に相当する分等を上乘せした水準で維持されている。
- 同ルールの下、歳出の伸びの抑制や税収（国・地方）の回復に伴い、折半対象財源不足は年々縮小。令和2年度においては、同財源不足が2年連続で解消、臨時財政対策債の新規発行をゼロとした上で、既往債の借換債の発行額を圧縮した。

## ◆ 地方一般財源総額の推移



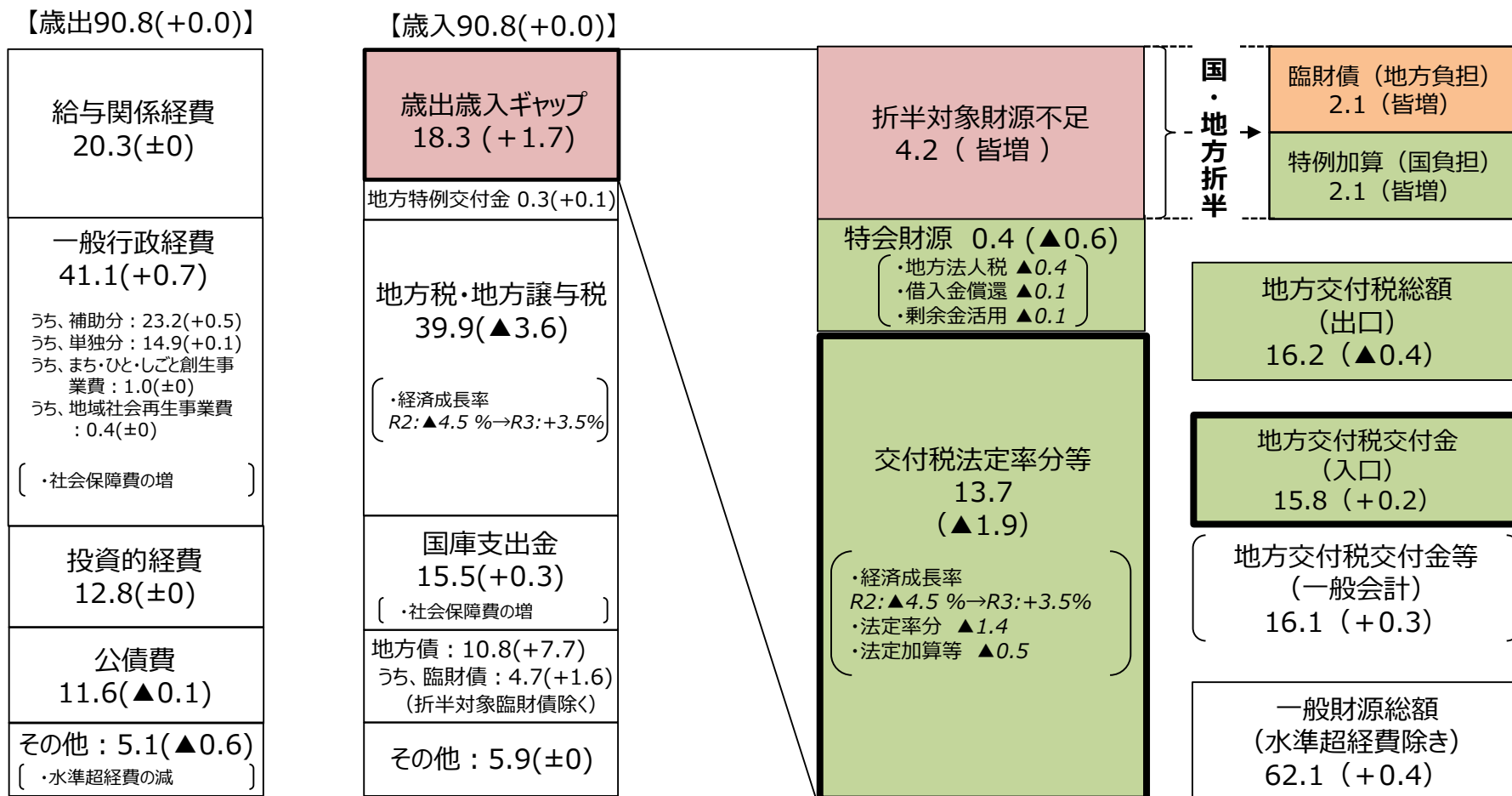
## ◆ 折半対象財源不足額等の推移



# 令和3年度総務省要求（仮試算）の概要

- 令和3年度の地方財政計画に向けた総務省の要求（仮試算）においては、年央試算等をもとに税収減を見込み、折半対象財源不足が4.2兆円発生。一般財源総額（水準超経費除き）は対前年度比+0.4兆円増額する姿となっている。
- 「新経済・財政再生計画」に基づき、引き続き、一般財源総額実質同水準ルールを確実に継続していくことが重要。

令和3年度総務省要求（仮試算）の姿（単位：兆円、（カッコ書）は対前年度増減額）



(注) 緊急防災・減災事業費等の取扱いについては、予算編成過程で必要な検討を行う。

(出所) 総務省「令和3年度の地方財政の課題」より作成

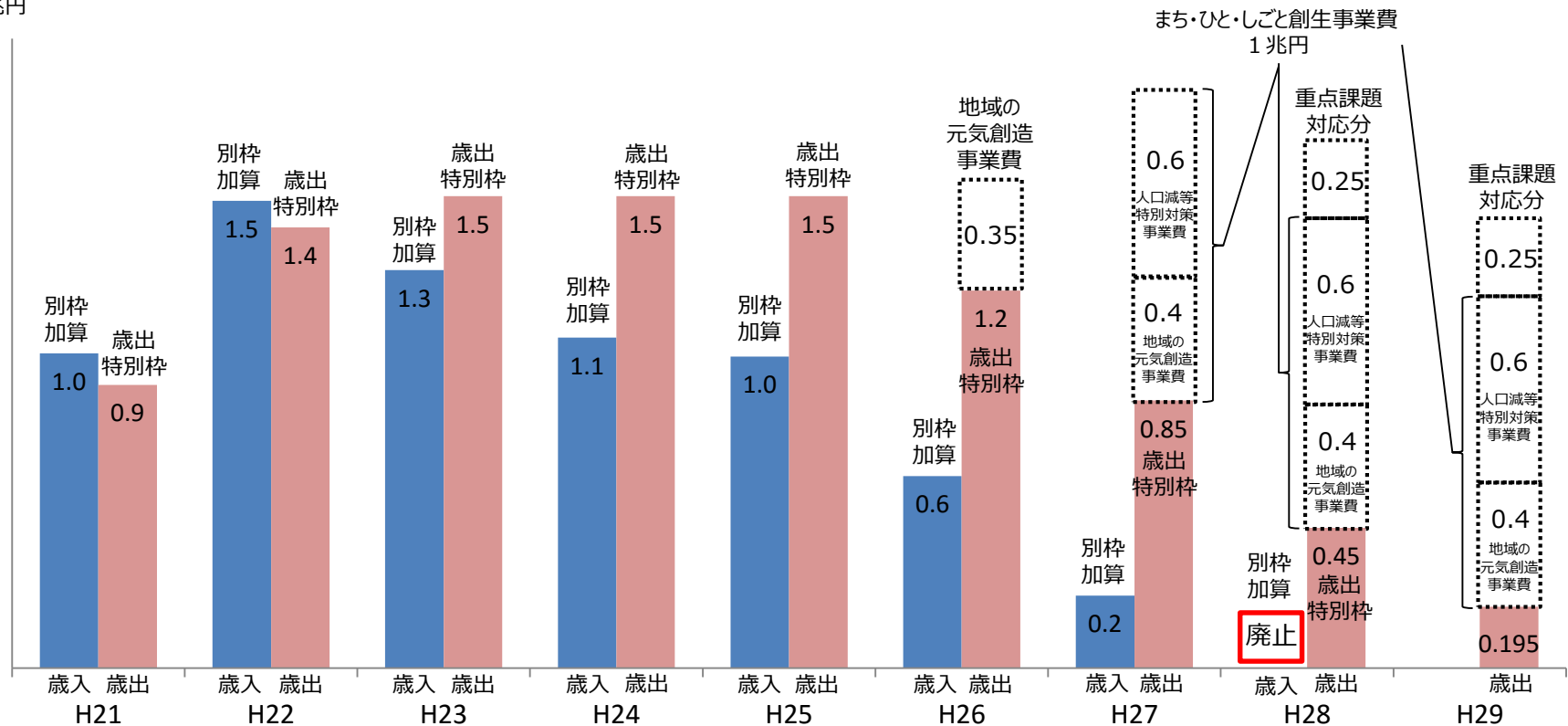


# (参考) リーマンショック後の対応（別枠加算・歳出特別枠）について

- リーマンショック後の「臨時・異例」の危機対応として導入された別枠加算・歳出特別枠は、「一時的」とは程遠い長期間残存。
  - ・別枠加算（歳入面）：地方の歳入水準を確保するための国の全額負担による補填措置
  - ・歳出特別枠（歳出面）：リーマンショック後の雇用対策等のために設けられた措置

## ◆ 別枠加算・歳出特別枠の推移

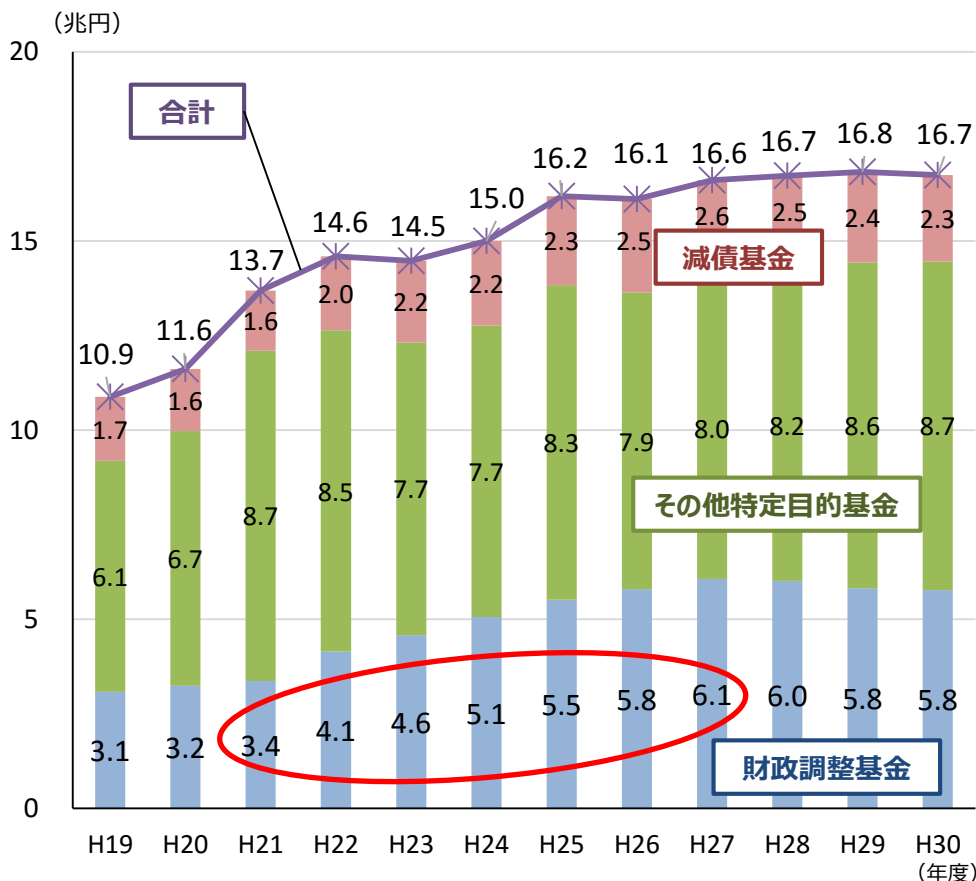
単位：兆円



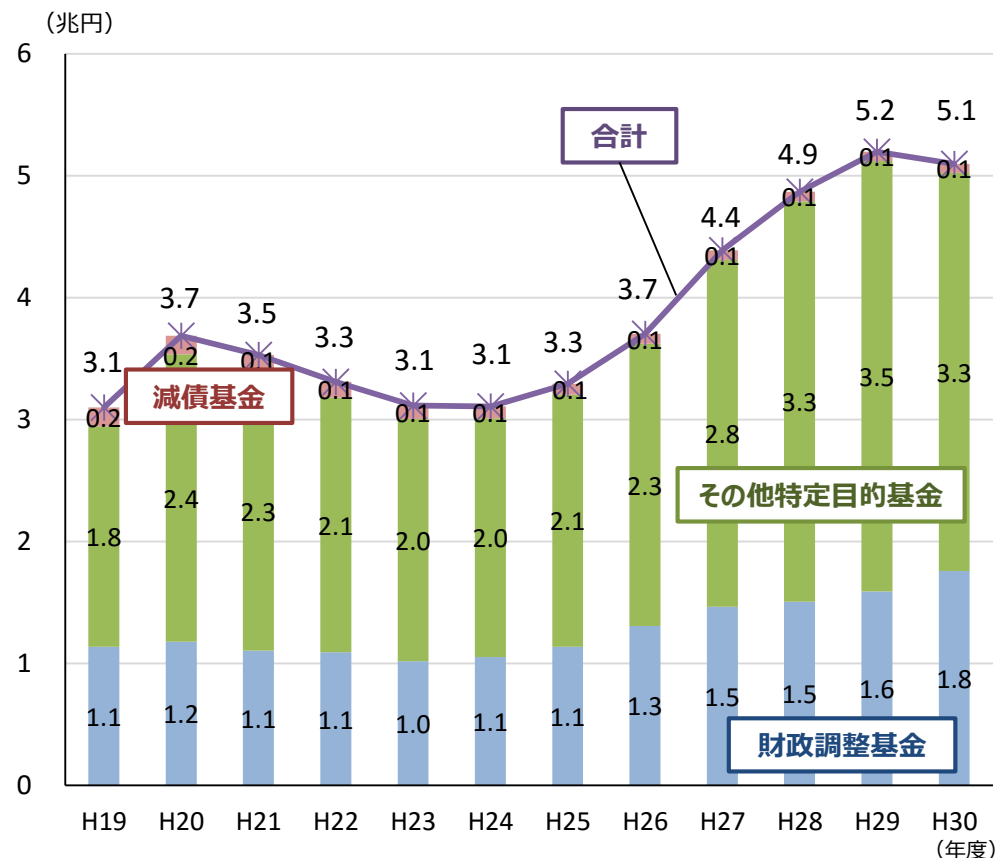
# (参考) リーマンショック後の基金残高について

- 歳出特別枠や別枠加算が長期間続いた間、地方公共団体のうち交付団体の基金は、財政調整基金を中心に増加。
- リーマンショック後には、歳出特別枠や別枠加算に加え、地域活性化・経済危機対策臨時交付金（平成21年度第1次補正）をはじめとする地方公共団体への臨時交付金が、補正予算において計上されていたことにも留意が必要。

## ◆ 交付団体の基金残高の推移



## ◆ 不交付団体の基金残高の推移



(注1) 基金残高は都道府県分と市町村分の合計。不交付団体は、平成30年度時点の一本算定で不交付となった団体のうち、平成19年度以降、一貫して不交付だった40団体。

(注2) 合併した場合、合併前の団体も加味している。

(出所) 総務省「地方財政状況調査」

# 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の概要

内閣府資料

第1次補正予算

第2次補正予算

1兆円

2兆円

予算額

総額 3兆円

所管

内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

交付対象等

- ① 交付対象 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）
- ② 交付方法 実施計画に掲載された事業<sup>※1</sup>に対し、交付限度額を上限として交付金を交付
- ③ 交付限度額 人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に基づき算定<sup>※2</sup>

- ① 事業継続等への対応分  
人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定
- ② 「新しい生活様式」等への対応分  
人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定

使途

地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する

- ・新型コロナウイルス感染症に対する対応（感染拡大の防止策、医療提供体制の整備）
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援等の事業に充当

- ① 家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応
- ② 「新しい生活様式」等への対応の事業に充当

※1 交付決定前に実施された事業であっても、令和2年4月1日以降に実施された事業であれば遡って対象

※2 国庫補助事業の地方負担額等に基づく算定は今後通知

# 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業

○ 地方創生臨時交付金の活用事業については、

- ・ 第1次提出分（5月末受付 0.7兆円）では雇用の維持と事業の継続の支援に力点があったが、
- ・ 第2次提出分（9月末受付 1.95兆円）では経済活動の回復や強靱な経済構造の構築にも力点がシフトしてきている。

◆ 実施計画（第1次提出分と第2次提出分）の項目別集計結果

内閣府資料

| 項目  | 第二次提出後の合計分(全1788団体) |                 |                  |                 | 第一次提出分(全1788団体)  |                 |                  |                 | 第二次提出分(増分)(全1788団体) |                 |                  |                 |
|---|---------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|---------------------|-----------------|------------------|-----------------|
|   | 事業数                 |                 | 交付金関連事業費         |                 | 事業数              |                 | 交付金関連事業費         |                 | 事業数                 |                 | 交付金関連事業費         |                 |
| <b>I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発</b>             | 29,516 事業           | (43.6%)         | 6,536 億円         | (19.9%)         | 9,368 事業         | (39.7%)         | 1,790 億円         | (13.3%)         | 20,148 事業           | (45.6%)         | 4,746 億円         | (24.5%)         |
| 1. マスク・消毒液等の確保                                  | 16,471 事業           | (24.3%)         | 2,227 億円         | (6.8%)          | 5,333 事業         | (22.6%)         | 580 億円           | (4.3%)          | 11,138 事業           | (25.2%)         | 1,646 億円         | (8.5%)          |
| 2. 検査体制の強化と感染の早期発見                              | 1,573 事業            | (2.3%)          | 358 億円           | (1.1%)          | 539 事業           | (2.3%)          | 94 億円            | (0.7%)          | 1,034 事業            | (2.3%)          | 264 億円           | (1.4%)          |
| 3. 医療提供体制の強化                                    | 2,878 事業            | (4.2%)          | 1,723 億円         | (5.2%)          | 974 事業           | (4.1%)          | 716 億円           | (5.3%)          | 1,904 事業            | (4.3%)          | 1,007 億円         | (5.2%)          |
| 4. 治療薬・ワクチンの開発加速                                | 9 事業                | (0.0%)          | 2 億円             | (0.0%)          | 4 事業             | (0.0%)          | 1 億円             | (0.0%)          | 5 事業                | (0.0%)          | 1 億円             | (0.0%)          |
| 5. 帰国者等の受入れ体制の強化                                | 100 事業              | (0.1%)          | 53 億円            | (0.2%)          | 43 事業            | (0.2%)          | 8 億円             | (0.1%)          | 57 事業               | (0.1%)          | 45 億円            | (0.2%)          |
| 6. 情報発信の充実                                      | 1,822 事業            | (2.7%)          | 191 億円           | (0.6%)          | 599 事業           | (2.5%)          | 43 億円            | (0.3%)          | 1,223 事業            | (2.8%)          | 148 億円           | (0.8%)          |
| 7. 感染国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力                       | 5 事業                | (0.0%)          | 0 億円             | (0.0%)          | 0 事業             | (0.0%)          | 0 億円             | (0.0%)          | 5 事業                | (0.0%)          | 0 億円             | (0.0%)          |
| 8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備                       | 6,658 事業            | (9.8%)          | 1,982 億円         | (6.0%)          | 1,876 事業         | (8.0%)          | 348 億円           | (2.6%)          | 4,782 事業            | (10.8%)         | 1,634 億円         | (8.4%)          |
| <b>II. 雇用の維持と事業の継続</b>                          | 19,037 事業           | (28.1%)         | 16,594 億円        | (50.5%)         | 9,436 事業         | (40.0%)         | 9,280 億円         | (69.0%)         | 9,601 事業            | (21.7%)         | 7,314 億円         | (37.7%)         |
| 1. 雇用の維持  | 1,564 事業            | (2.3%)          | 600 億円           | (1.8%)          | 757 事業           | (3.2%)          | 349 億円           | (2.6%)          | 807 事業              | (1.8%)          | 251 億円           | (1.3%)          |
| 2. 資金繰り対策                                       | 1,484 事業            | (2.2%)          | 3,932 億円         | (12.0%)         | 918 事業           | (3.9%)          | 1,866 億円         | (13.9%)         | 566 事業              | (1.3%)          | 2,067 億円         | (10.7%)         |
| 3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援                     | 8,993 事業            | (13.3%)         | 9,601 億円         | (29.2%)         | 4,708 事業         | (20.0%)         | 6,042 億円         | (45.0%)         | 4,285 事業            | (9.7%)          | 3,560 億円         | (18.3%)         |
| 4. 生活に困っている世帯や個人への支援                            | 6,955 事業            | (10.3%)         | 2,457 億円         | (7.5%)          | 3,044 事業         | (12.9%)         | 1,023 億円         | (7.6%)          | 3,911 事業            | (8.9%)          | 1,434 億円         | (7.4%)          |
| 5. 税制措置   | 41 事業               | (0.1%)          | 3 億円             | (0.0%)          | 9 事業             | (0.0%)          | 1 億円             | (0.0%)          | 32 事業               | (0.1%)          | 2 億円             | (0.0%)          |
| <b>III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復</b>               | 11,415 事業           | (16.8%)         | 6,377 億円         | (19.4%)         | 3,340 事業         | (14.2%)         | 1,539 億円         | (11.5%)         | 8,075 事業            | (18.3%)         | 4,838 億円         | (24.9%)         |
| 1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援          | 4,654 事業            | (6.9%)          | 2,063 億円         | (6.3%)          | 1,227 事業         | (5.2%)          | 580 億円           | (4.3%)          | 3,427 事業            | (7.8%)          | 1,483 億円         | (7.6%)          |
| 2. 地域経済の活性化                                     | 6,761 事業            | (10.0%)         | 4,314 億円         | (13.1%)         | 2,113 事業         | (9.0%)          | 959 億円           | (7.1%)          | 4,648 事業            | (10.5%)         | 3,355 億円         | (17.3%)         |
| <b>IV. 強靱な経済構造の構築</b>                           | 7,794 事業            | (11.5%)         | 3,339 億円         | (10.2%)         | 1,451 事業         | (6.1%)          | 832 億円           | (6.2%)          | 6,343 事業            | (14.4%)         | 2,507 億円         | (12.9%)         |
| 1. サプライチェーン改革                                   | 88 事業               | (0.1%)          | 114 億円           | (0.3%)          | 22 事業            | (0.1%)          | 20 億円            | (0.1%)          | 66 事業               | (0.1%)          | 94 億円            | (0.5%)          |
| 2. 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援 | 349 事業              | (0.5%)          | 113 億円           | (0.3%)          | 125 事業           | (0.5%)          | 33 億円            | (0.2%)          | 224 事業              | (0.5%)          | 79 億円            | (0.4%)          |
| 3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速                | 6,095 事業            | (9.0%)          | 2,790 億円         | (8.5%)          | 1,252 事業         | (5.3%)          | 770 億円           | (5.7%)          | 4,843 事業            | (11.0%)         | 2,020 億円         | (10.4%)         |
| 4. 公共投資の早期執行等                                   | 1,262 事業            | (1.9%)          | 323 億円           | (1.0%)          | 52 事業            | (0.2%)          | 10 億円            | (0.1%)          | 1,210 事業            | (2.7%)          | 313 億円           | (1.6%)          |
| <b>総計※2</b>                                     | <b>67,762 事業</b>    | <b>(100.0%)</b> | <b>32,846 億円</b> | <b>(100.0%)</b> | <b>23,595 事業</b> | <b>(100.0%)</b> | <b>13,441 億円</b> | <b>(100.0%)</b> | <b>44,167 事業</b>    | <b>(100.0%)</b> | <b>19,405 億円</b> | <b>(100.0%)</b> |

※2 上記の項目は、地方公共団体の自己選択に基づき分類。

# 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業

- 経済活動の回復や強靱な経済構造の構築のための事業については、GoToキャンペーン、GIGAスクール、ポイント付与など国と同様ないし従来からの取組がみられる。

◆ 実施計画（第1次提出分と第2次早期受付分）における主な取組例

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| <p>I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療・介護・福祉施設等の支援<br/>(マスク・消毒液・防護服等の配布、医療従事者等への給付、経営支援等)</li> <li>公共施設・避難所等の感染防止対策<br/>(消毒液、サーモグラフィ、換気設備等)</li> </ul>  |
| <p>II. 雇用の維持と事業の継続</p>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>休業要請協力金</li> <li>事業者への支援<br/>(持続化給付金、家賃支援、利子補給・保証料補助(支援期間の長期化)等)</li> <li>住民への給付措置(子育て世代、新生児、高齢者、住民全員等)</li> <li>失業者、内定取消者等の会計年度任用職員への採用</li> <li>給食費・修学旅行キャンセル料負担</li> <li>米、野菜等の地域の特産品を購入し学生等に送付</li> <li>各地域における個別の「主要」産業支援<br/>(名産品(花、茶、けん玉等)の購入・プレゼント、芸妓に現金(24万円)交付等)</li> </ul> |
| <p>III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>外食産業への支援(テイクアウト対応支援等)</li> <li>プレミアム商品券、域内ポイント券等</li> <li>観光業・宿泊業への支援、観光客・宿泊客への補助</li> </ul>  |
| <p>IV. 強靱な経済構造の構築</p>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>職場・学校のICT化(テレワーク機材、オンライン学習等)</li> <li>図書館の充実(オンライン化、蔵書増等)</li> </ul>  |

(注) その他、国の示した活用例以外のユニークな取組例

ゴミ袋の配布、花火大会等のイベントの開催、スキー場・タワー等のライトアップ、ランドセルの配布  
公用車の購入、駅前献花台の警備員配置、駅前広場への屋根の設置



# 今後の財政運営について（令和2年7月2日 財政制度等審議会会長）（抄）

○ 会長談話で示された考え方は、国・地方を問わず広く財政運営にあてはまる。

## ◆ 今後の財政運営について（令和2年7月2日 財政制度等審議会会長）（抄）

当面の財政運営にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大への対応について、国民の生命と経済社会を守り、不安を解消していくことが最優先である。令和2年度第2次補正予算も成立した中、まずはこれまでの累次の措置を適正かつ速やかに実行するとともに、執行状況を把握し、事後的に効果を検証していくことが重要である。また、今般の感染症拡大への対応においても、将来世代に対して恥ずることのない歳出を旨とすべきであり、機動的な対応は、適時かつ的を絞り、一時的なものとするのが大原則であることを忘れてはならない。なお、予備費については、状況の推移を注視し、必要に応じて適切な執行を図りつつ、財政民主主義の精神に照らし、十全の説明責任を果たすべきである。

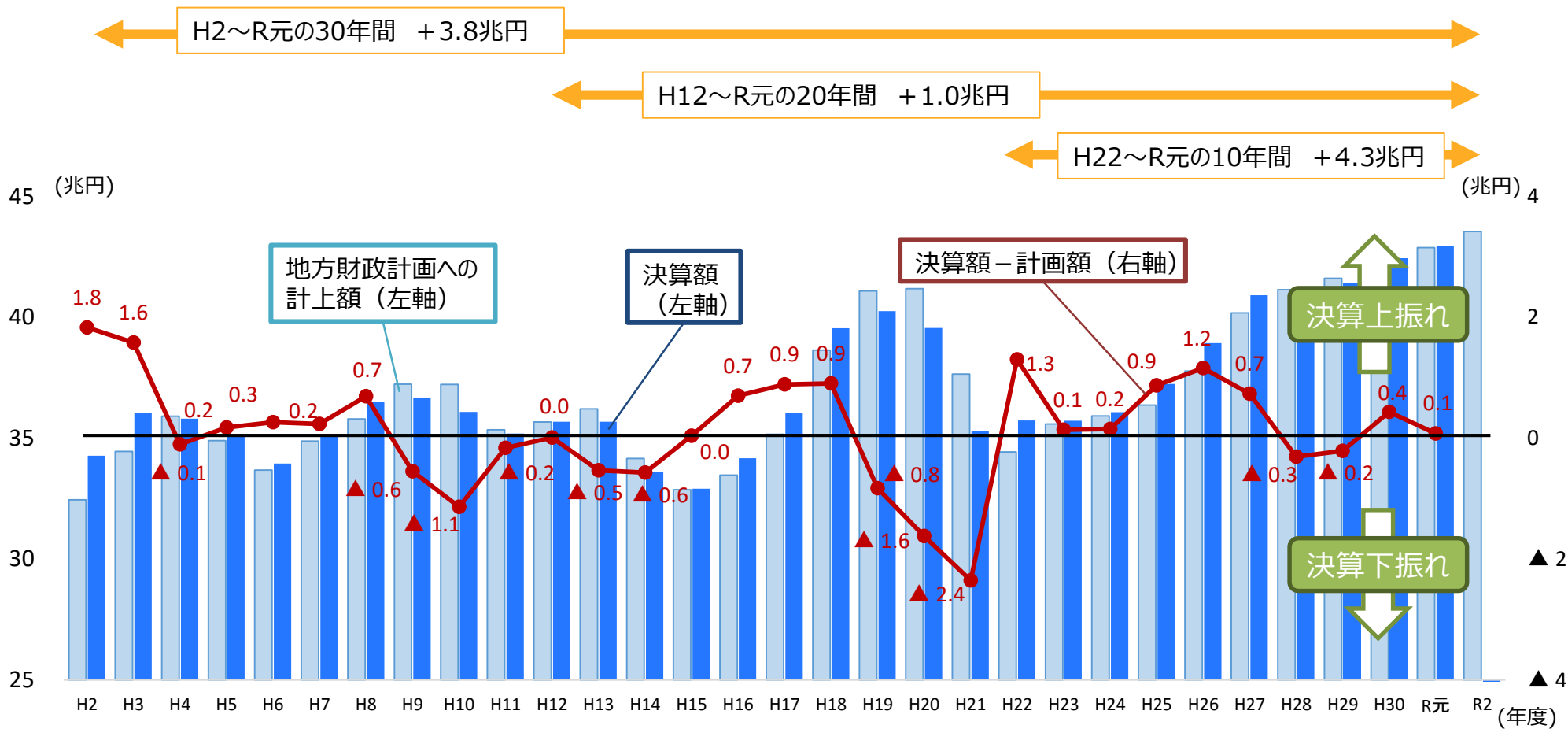
感染症の収束のタイミングは見定めがたいものの、今後は、経済再生と財政健全化の両立はますます重い課題となる。感染症の拡大が経済社会の不可逆的な変化をもたらすことは確実である。デジタル化の遅れ等、既存の制度や仕組みの脆弱な側面も明らかになった。経済再生と財政健全化を同時に果たしていくためには、過去の対応の教訓を踏まえつつ、ポストコロナの経済社会の変化を見据え、これまで以上にワイズスペンディング・選択と集中を徹底しつつ、経済財政一体の改革を進めていく必要がある。その際、平時は民間の創意工夫や自由闊達な事業活動こそが経済の原動力であることを肝に銘じ、過度な政府の支援が、現状の維持・固定化を通じ、かえって今後の成長の足枷となることは厳に避けるべきである、

他方、感染症の拡大を経ても変わらぬ課題が、少子高齢化と現役世代の減少である。2022年には団塊の世代が後期高齢者となり始めた後、後期高齢者数は高止まりを続ける。社会保障の主な支え手となる現役世代についても、既に足元で大規模な減少が始まっている。このような中において、現行制度では、社会保障給付費が大幅に増加し、現役世代の負担は大きく増加する。限られた資源の中で、真に国民が必要とするサービスに重点化しつつ、社会保障制度の給付と負担のアンバランスを正し、制度の持続可能性を確保することは引き続き待ったなしの課題である。これまで進められてきた取組を含め、社会保障制度の改革をいささかも後退させることなく、着実に進めていく必要がある。

地方財政上の課題①  
～地方財政計画の適正化～

# 計画と決算の乖離（歳入）

- 令和2年度は当初の見込みより地方税収が下振れている中、各地方公共団体は減収補てん債を発行して対応。
- 各地方公共団体の減収補てん債の元利償還金は、令和3年度以降の基準財政需要額に算入され、全額財源措置される。他方、これまで税収が上振れした場合には精算されず渡し切りとなっている。
- 地方税収の上振れ・下振れは中長期的には概ね相殺されているので問題ないとする向きがあるが、中長期的には上振れ傾向。



(注) 地方税収等には、地方譲与税を含む。決算額は、超過課税・法定外税といった計画外税収や復興増税分等を除いたもの。(R元の決算額は見込額。)

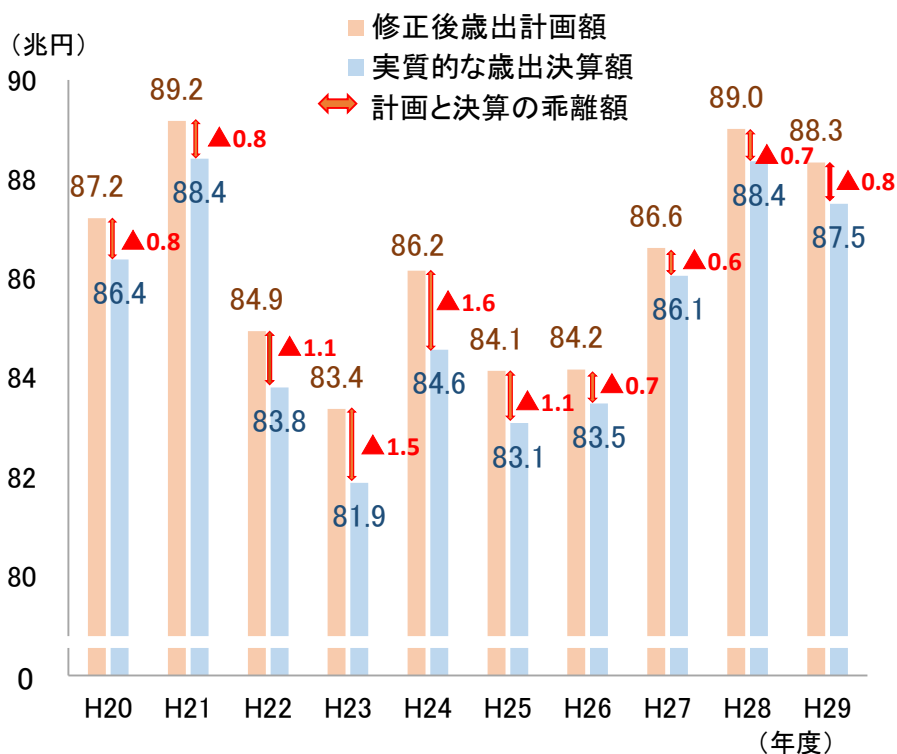
(出所) 計画額とH29以前の決算額については、地方財務協会「地方財政要覧」より。H30・R元の決算額については、総務省「令和元年度地方税収入決算見込額(地方財政計画ベース)」から復興増税分を除いたもの。



# 計画と決算の乖離（歳出）

- 近年の歳出について計画と決算を比較すると、決算歳出が継続的に1兆円前後、計画歳出を下回るとの試算結果となる。こうした乖離の一部は追加財政需要の未使用や国庫補助事業の不用等から生じている。
- 追加財政需要の計上額と使用額の差額や国庫補助事業の不用に係る地方負担分について、地方は、国とは異なり、決算を踏まえた精算を行っていないため、用途が不分明なまま渡し切りとなっている。年度内に使用されなかった分については、後年度の歳入に繰り越すなどの精算を行うべき。
- 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染状況とその対応の影響が決算にも表れると考えられ、今後よく検証していく必要。

## ◆ 地方財政計画歳出と決算歳出の乖離の推移



(出所) 地方財務協会「地方財政要覧」等

## ◆ 過去10年間の追加財政需要の状況

(単位：億円)

|       | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | R元    |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画額   | 5,700 | 4,700 | 4,700 | 4,700 | 4,200 | 4,200 | 4,200 | 4,200 | 4,200 | 4,200 |
| 主な使用額 | 1,671 | 1,520 | 907   | 929   | 3,379 | 2,968 | 3,040 | 3,118 | 2,443 | 2,698 |
| 差額    | 4,029 | 3,180 | 3,793 | 3,771 | 821   | 1,232 | 1,160 | 1,082 | 1,757 | 1,502 |

平均差額2,200億円程度

## ◆ 国庫補助事業の不用に係る地方負担分（推計）

(単位：億円)

|                    | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | 5ヶ年平均 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 給与関係経費(義務教育費国庫負担金) | 323   | 92    | 96    | 84    | 52    | 129   |
| 一般行政経費(補助事業分)      | 2,696 | 816   | 1,534 | 1,789 | 2,645 | 1,896 |
| 投資的経費(直轄事業・補助事業分)  | 189   | 134   | 98    | 116   | 119   | 131   |
| 合計                 | 3,208 | 1,041 | 1,729 | 1,989 | 2,816 | 2,157 |

(注)国の決算における不用割合(不用額/歳出予算現額)を、地方財政計画における地方負担額に乗じて試算。ただし、投資的経費の不用額は、上に試算した不用額(地方負担分)に一般財源充当割合を乗じて試算。

# 地方財政計画の枠計上経費

- 地方財政計画には、内訳や積算が明らかでない、いわゆる「枠計上経費」が多額の規模で存在。
- 地方単独事業（ソフト）の決算額内訳が示されたことは、「見える化」の観点から重要な一歩であるものの、公表された内容はデータのみであることから、政策効果について言及するなど見える化された情報を活用していくべき。
- 「見える化」にあたっては、令和2年度から制度が開始された会計年度任用職員に係る経費や、地方公共団体の業務システムの統一・標準化への対応として情報システムに要する経費などの施策横断的な経費についても対応していく必要。

## ◆ 地方財政計画（令和2年度）

歳出 90.7兆円

|                         |
|-------------------------|
| 給与関係費<br>20.3兆円         |
| 一般行政経費（補助等）<br>24.2兆円   |
| 一般行政経費（単独）<br>14.8兆円    |
| まち・ひと・しごと創生事業費<br>1.0兆円 |
| 地域社会再生事業費<br>0.4兆円      |
| 投資的経費（補助等）<br>6.6兆円     |
| 投資的経費（単独）<br>6.1兆円      |
| 公債費<br>11.7兆円           |
| その他<br>5.6兆円            |

枠  
計  
上

## ◆ 地方単独事業（ソフト）の決算額（平成30年度）

合計 21.8兆円

|                |
|----------------|
| 民生費<br>6.5兆円   |
| 社会福祉費<br>2.6兆円 |
| 老人福祉費<br>2.0兆円 |
| 児童福祉費<br>1.9兆円 |
| 商工費<br>3.9兆円   |
| 教育費<br>3.5兆円   |
| 衛生費<br>2.7兆円   |
| 総務費<br>2.7兆円   |
| その他<br>2.4兆円   |

（主なもの）

|   |                         |
|---|-------------------------|
| ・国保事業（含む法定外一般会計繰入金0.3兆円）                                    | 1.6兆円                   |
| ・後期高齢者医療<br>・介護保険   | 0.9兆円<br>0.5兆円          |
| ・公立・私立保育所等（国による補助対象外または上乗せ）<br>・児童への医療費助成（含む小学生以上への助成0.1兆円） | 0.7兆円<br>0.3兆円          |
| ・制度融資   | 2.7兆円                   |
| ・学校給食費<br>・私立高校助成費<br>・学校施設管理（小中高）                          | 0.6兆円<br>0.3兆円<br>0.3兆円 |
| ・廃棄物対策事業（産業廃棄物対策・ゴミ収集等）<br>・公立病院等                           | 1.0兆円<br>0.3兆円          |
| ・税務徴収費（含むふるさと納税関係経費0.3兆円）<br>・庁舎管理                          | 0.6兆円<br>0.3兆円          |

（施策横断的経費）



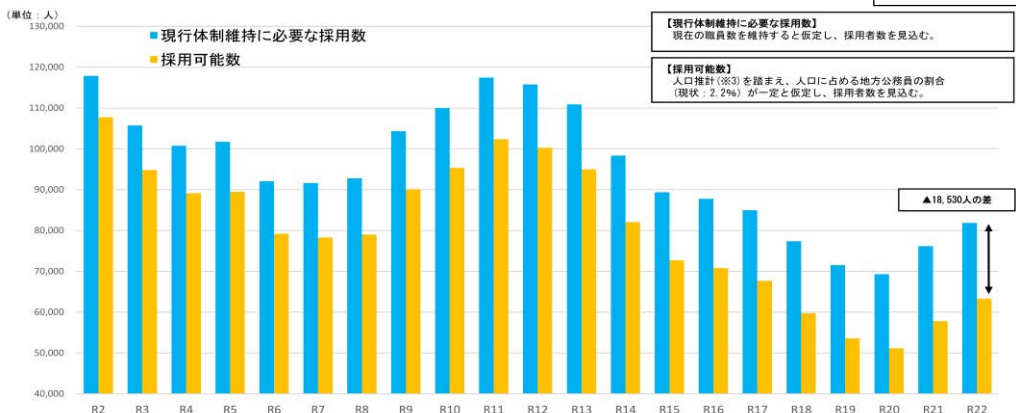
（注1）金額は都道府県・市町村の純計額  
 （注2）会計年度任用職員とは一会計年度を越えない範囲内でおかれる非常勤職員  
 （出所）地方単独事業（ソフト）の決算額の状況「歳出小区別決算額（平成30年度）」をもとに作成

地方財政上の課題②  
～地方公共団体の業務の効率化～

# 今後の定員管理と行政の効率化

- 少子化を伴う人口減少により、労働市場へ参入する若年層は減少傾向。今後、採用の難化により、各地方公共団体が現行体制維持に必要な職員数を採用できない可能性。
- 行政需要の変化・高度化への対応として、総職員数の増加という方向は非常に困難。広域連携、ICT化、職員配置適正化を一層進めるなど、限られた行政資源（人材、財源等）を有効活用し、行政サービスの効率化・質の向上と歳出削減を実現すべき。

## ◆地方公務員の採用可能数のラフな試算

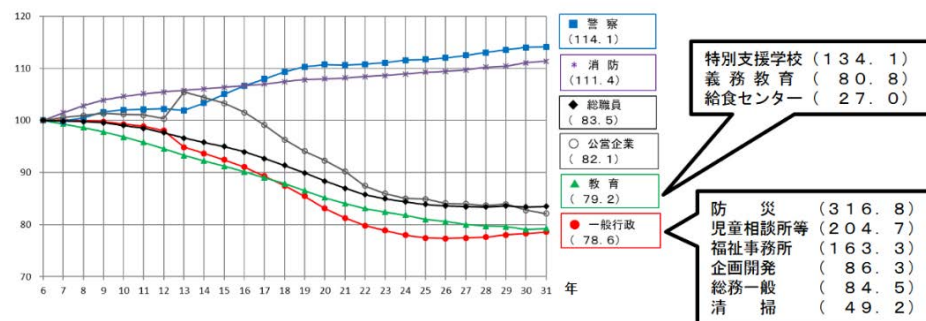


(出典) (※1)採用者数「地方公務員給与実態調査」  
(※2)退職者数「地方公務員の退職状況等調査」(S58年以前は、職員数の増減、採用者数から推計)  
(※3)人口推計「国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計」

総務省資料

## ◆部門別職員数の推移

＜平成6年から部門別職員数の推移(平成6年を100とした場合の指数)＞



※平成13年に生じている一般行政部門と公営企業等会計部門の変動は、調査区分の変更によるもの。

総務省資料

## ◆広域化・共同化の事例

| 事業名          | 参加地方公共団体等               | 内容  | 効果  |
|--------------|-------------------------|---|---|
| 教育委員会事務等の統合  | 京都府相楽東部連合(和束町、笠木町、南山城村) | 教育委員会、ごみ処理、広報誌発行等の業務について一体的に事務を実施                             | 教育委員と事務職員の削減による人件費及び事務費の削減(▲約5,200万円/年)<br>(教育委員：14人→5人、事務職員：13人→9人)                                    |
| 地方税滞納整理機構の設立 | 静岡県及び県内全市町村(35市町)       | ・県・市町の徴収困難な徴収事務を一括して実施<br>・軽自動車税の申告書を一元的にデータ化し、市町に配布するシステムを構築 | ・機構による滞納整理業務の費用対効果は約15.5倍(平成20~25年度)(負担額：11.7億円に対し、効果額：181.7億円)<br>・徴収率も向上(平成20年度：23.0% → 平成25年度：42.9%) |
| 電力の購入        | 愛知県日進市、東郷町              | 公共施設を対象とした共同での電力購入(尾三地区地方公共団体間連携協力の1つ)                        | 経費削減(平成30年度削減額(2市町合計)▲約5,300万円)   |

(出所) 広域化・共同化等に係る先進・優良事例集(内閣府HP)より

# 地方公共団体の情報システム標準化について

- 地方公共団体の情報システム（住民記録、税務、社会保障等）については、各地方公共団体が個別に発注・維持管理等を行っている結果、人的・財政的に負担となっているなどの課題がある。
- 個別の地方公共団体を超えて業務プロセス・システムの標準化を行うことを通じ、国だけでなく、地方全体で見ても情報システム経費を縮減し、厳しい財政制約を抱える中で行政サービスの効率化・質の向上を図っていくことが重要。  
(注) 国は、2020年度の政府情報システムの運用等経費及びシステム改修に係る経費を2025年度までに3割削減することが目標となっている。

## 地方公共団体の情報システムを巡る課題

- 情報システムの独自開発・カスタマイズにより、制度改正対応などに各地方公共団体が個別に対応せざるを得ず、人的・財政的負担となる（重複投資）。
- ベンダ間の乗り換えが困難であり、競争が働きにくく、コスト高となりやすい（ベンダロックイン）。
- 様式等が不統一のため、住民・企業にとって不便。

標準化

## 期待される効果

- カスタマイズ抑制・システム共同化による「割り勘効果」を通じた、制度改正対応やシステム更新時の人的・財政的負担の軽減。
- 各地方公共団体による選択の自由度の向上を通じたベンダ間の競争の促進。
- 住民・企業の利便性向上。

### ◆ 経済財政運営と改革の基本方針2020 (令和2年7月17日閣議決定) 抜粋

国・地方を通じたデジタル基盤の統一・標準化を早急に推進するため、地方制度調査会の答申を踏まえ、法制上の措置を講じた上で、財源面を含め国が主導的な支援を行う。地方自治体の基幹系業務システムの統一・標準化について関係府省庁は内閣官房の下この1年間で集中的に取組を進める。年内に標準を設ける対象事務の特定と工程化を行う。

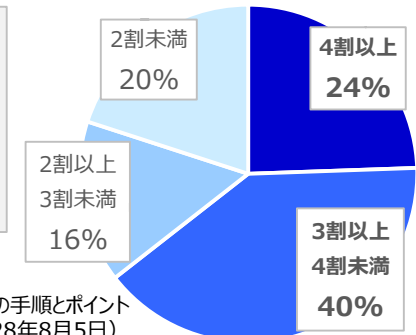
### ◆ 全市区町村の情報システム経費の合計額：4,786億円

※ 平成29年度当初予算ベース（総務省調査）

### ◆ システム共同利用による費用削減効果

(調査対象：45グループ、244団体)

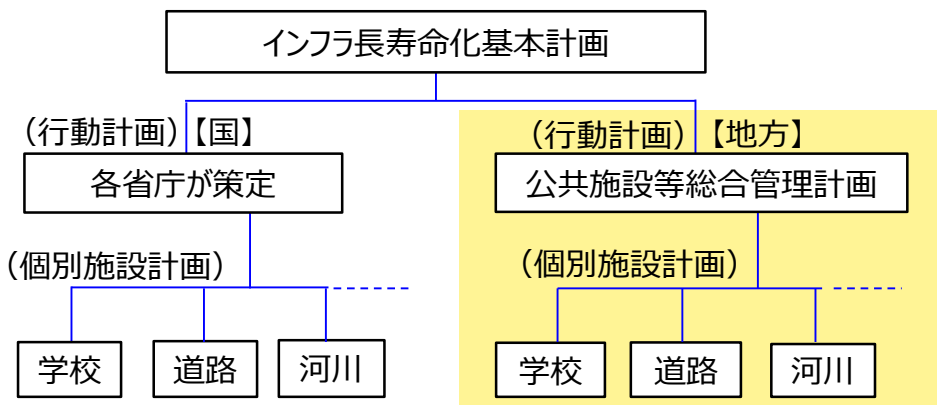
総務省の調査では、自治体クラウドを導入したグループのうち、**全体の6割以上のグループが、3割以上の費用削減効果**があり、又は見込まれるとしている。



(出典) 自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント  
(総務省自治行政局地域情報政策室 平成28年8月5日)

# 公共施設等の適正管理

- 公共施設等総合管理計画においては、令和3年度までに、適正管理に取り組むことによる効果額を示すこととされている。適正管理による予算の平準化やコスト削減を行うにあたっては、現状経費との比較も念頭においた計画を策定すべきではないか。
- 計画策定にあたっては、施設の長寿命化のみならず、複合化・共用化なども検討し、最も効果のある取り組みを行うべき。
- 計画策定後も進捗管理を適切に行い、横断的な取り組みの深化や新技術の導入などのPDCAサイクルを回して、さらなる維持・更新費用の削減に取り組むことが必要。



## ◆愛知県の公共施設等における維持・更新費用の試算額

|        | 事後保全型の維持管理を行う場合の今後30年間の費用 | 予防保全型の維持管理を行う場合の今後30年間の費用 | 現状経費    |
|--------|---------------------------|---------------------------|---------|
| 事業用資産  | 550億円/年                   | 383億円/年                   | 260億円/年 |
| インフラ資産 | 890億円/年                   | 710億円/年                   | 460億円/年 |
| 総計     | 1,440億円/年                 | 1,093億円/年                 | 720億円/年 |

→ 約3割減  
← 約5割増  
→ 約2割減  
← 約5割増  
→ 約2.5割減  
← 約5割増

※愛知県公共施設等総合管理計画（平成27年3月）には、事後保全型から予防保全型の維持管理に切り替えたとしても、現状経費を上回ることからさらなるコスト縮減策を講じていく必要との旨が記載されている。  
 （出所）愛知県公共施設等総合管理計画（平成27年3月）をもとに作成。

## 公共施設等総合管理計画

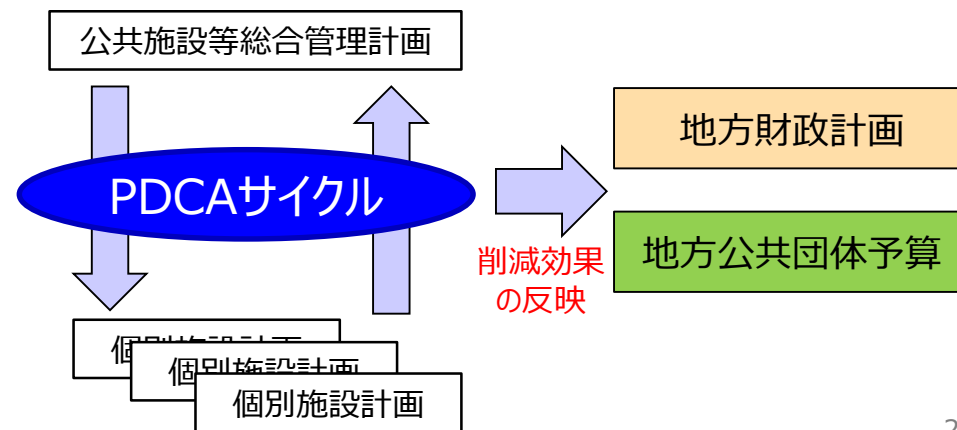
公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

令和2年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村は99.9%の団体において策定が完了。

## 個別施設計画

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。令和2年度までに策定することとされている。

## ◆計画の不断の見直し



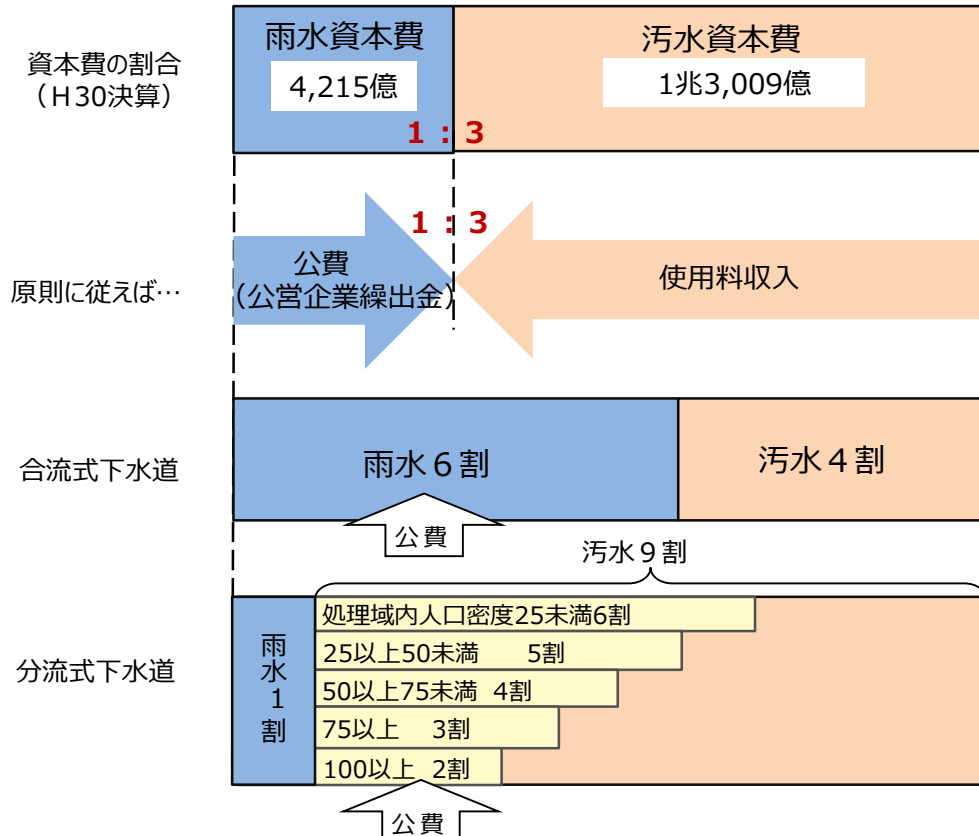


地方財政上の課題③  
～公営企業改革～

# 公営企業改革（下水道事業）

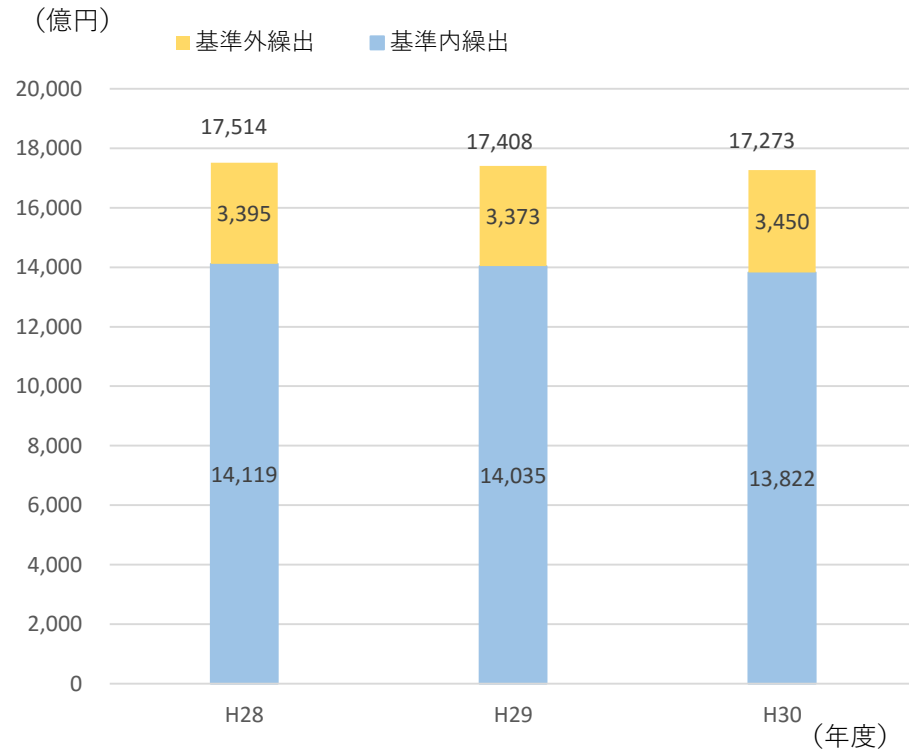
- 公営企業は「独立採算制」を基本としつつ、下水道事業については「雨水処理は公費負担、汚水処理は使用料収入で賄う」という原則に立って、全体の制度が構築されている。
- 雨水処理費：汚水処理費の割合は、（設備更新などを中心とする）資本費ではおおむね1：3（公営企業決算値）となっており、原則に従えば、繰出金：使用料収入の割合も1：3が基準となる。
- 一方、実際の繰出基準は、下水道の方式や区域内の人口密度に応じて30%～70%に設定されている（平成18年度以降不変）。分流式下水道の環境面等での優位性を考慮しても、「雨水公費・汚水私費」の原則に照らし、公費負担の割合が現在でも適切か検証する必要。
- さらに、各地方公共団体が独自の判断で行う基準外の繰出も、毎年0.3兆円程度生じている。

◆ 下水道事業（資本費）への繰出し金の割合



(注) 公共下水道（狭義）を対象とした場合。

◆ 下水道事業への繰出し金の推移



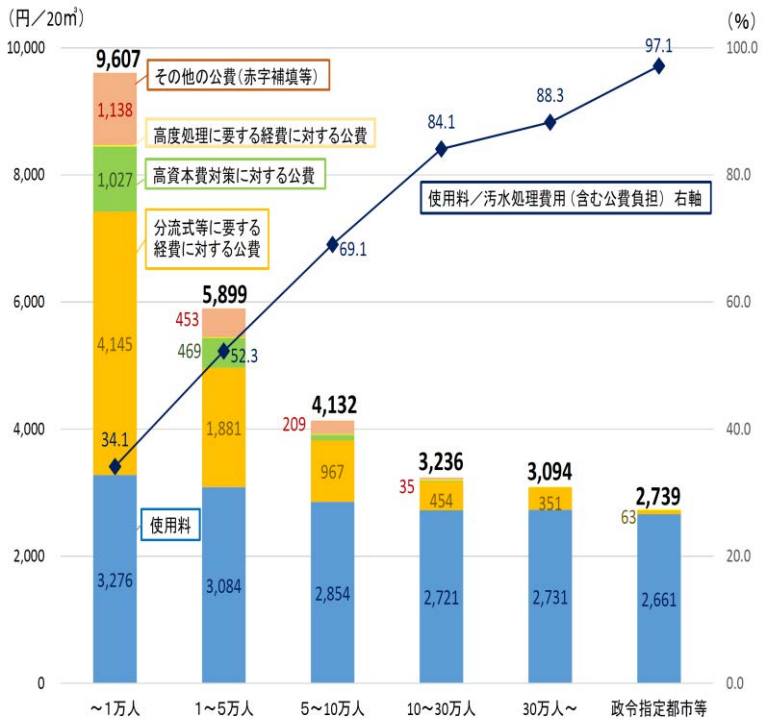
(出所) 総務省「地方公営企業決算状況調査」



# 公営企業改革（下水道事業）②

- 汚水 1 単位当たりの汚水処理に要する費用は、処理区域内人口が多いほど低下。広域化・共同化を着実に進め「規模の経済」を機能させることで、使用料で汚水処理費用を賄えるように経営改革し、受益と負担の対応関係を明確化していくべき。
- 人口減少下においては、事業を持続可能なものにするには定期的な使用料改定と、利用者からの納得を得られるだけの合理的な経営が不可欠だが、小規模地方公共団体において依然公営企業会計の導入が進んでいない傾向。公営企業会計の適用を引き続き促進することで、公営企業経営の見える化を徹底していくべき。

## ◆ 汚水処理に要する費用（処理区域内人口別）



(出所) 総務省「地方公営企業決算状況調査」

## ◆ 下水道事業における公営企業会計の適用状況

(単位 団体・%)

|                          | 人口3万人以上          |             |             |               | 人口3万人未満     |             | 全団体           |               |
|--------------------------|------------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-------------|---------------|---------------|
|                          | 公共下水道事業及び流域下水道事業 |             |             | その他の<br>下水道事業 | H31.4.1時点   | H30.4.1時点   | H31.4.1時点     | H30.4.1時点     |
|                          | H31.4.1時点        | R2.4.1までに適用 | H30.4.1時点   |               |             |             |               |               |
| ① 適用済                    | 489 (60.0%)      | 489 (60.0%) | 370 (45.4%) | 197 (40.7%)   | 120 (14.8%) | 82 (10.0%)  | 610 (37.2%)   | 452 (27.5%)   |
| ② 適用に取組中                 | 322 (39.5%)      | 321 (39.4%) | 439 (53.9%) | 158 (32.6%)   | 160 (19.7%) | 143 (17.5%) | 482 (29.4%)   | 583 (35.5%)   |
| 小計                       | 811 (99.5%)      | 810 (99.4%) | 809 (99.3%) | 355 (73.3%)   | 280 (34.5%) | 225 (27.6%) | 1,092 (66.6%) | 1,035 (63.0%) |
| ③ 検討中                    | 4 (0.5%)         | -           | 6 (0.7%)    | 76 (15.7%)    | 410 (50.5%) | 308 (37.7%) | 418 (25.5%)   | 316 (19.2%)   |
| ④ 検討未着手                  | 0 (0.0%)         | -           | 0 (0.0%)    | 53 (11.0%)    | 122 (15.0%) | 283 (34.7%) | 130 (7.9%)    | 291 (17.7%)   |
| 合計                       | 815 (100%)       | -           | 815 (100%)  | 484 (100%)    | 812 (100%)  | 816 (100%)  | 1,640 (100%)  | 1,642 (100%)  |
| (参考) 合計<br>(統合・廃止確定等を含む) | 819              | -           | 819         | 506           | 819         | 819         | 1,650         | 1,650         |

※下水道事業は、公共下水道（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。以下同じ。流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。

(注1) 本調査は、都道府県及び市区町村（一部事務組合を含む。）を対象にしている。

(注2) H30.4.1時点の数値は、昨年度公表後の数値の異動を反映している。

(注3) 「③統合・廃止確定等」は、地方債の償還のみの事業（想定企業会計）を含む。

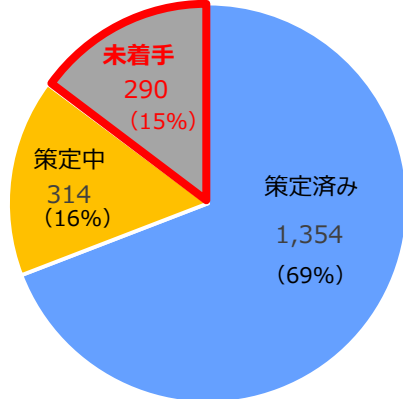
(注4) 一の団体において同一の事業が複数あり、適用済事業及び非適用事業が存在する場合は、非適用事業を取組状況とし、非適用事業が複数存在する場合は、取組が最も進んでいる事業を取組状況として集計している。下水道事業について複数の事業が存在する場合は、取組が最も進んでいる事業を取組状況として集計している。

(出所) 総務省「公営企業会計適用の取組状況」(平成31年4月1日)

# (参考) 公営企業改革 (下水道事業)

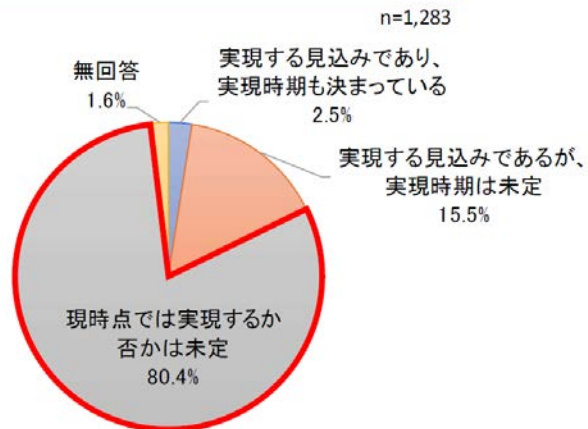
- 経営戦略が未策定の地方公共団体がいまだに存在。また、国交省調査によれば、「(策定されても) 収支均衡の見通しが立っていない」地方公共団体も多く存在。
- 各地方公共団体の使用料設定において、収支の均衡等を重視するケースが多いものの、「近隣自治体の水準との横並びを重視する」傾向も依然として存在。

## ◆ 下水道事業における経営戦略の策定状況



(注) 公共下水道、特定環境保全公共下水道、特定公共下水道、流域下水道を対象  
(出典) 総務省「公営企業の経営戦略策定状況等」(平成31年3月31日時点)

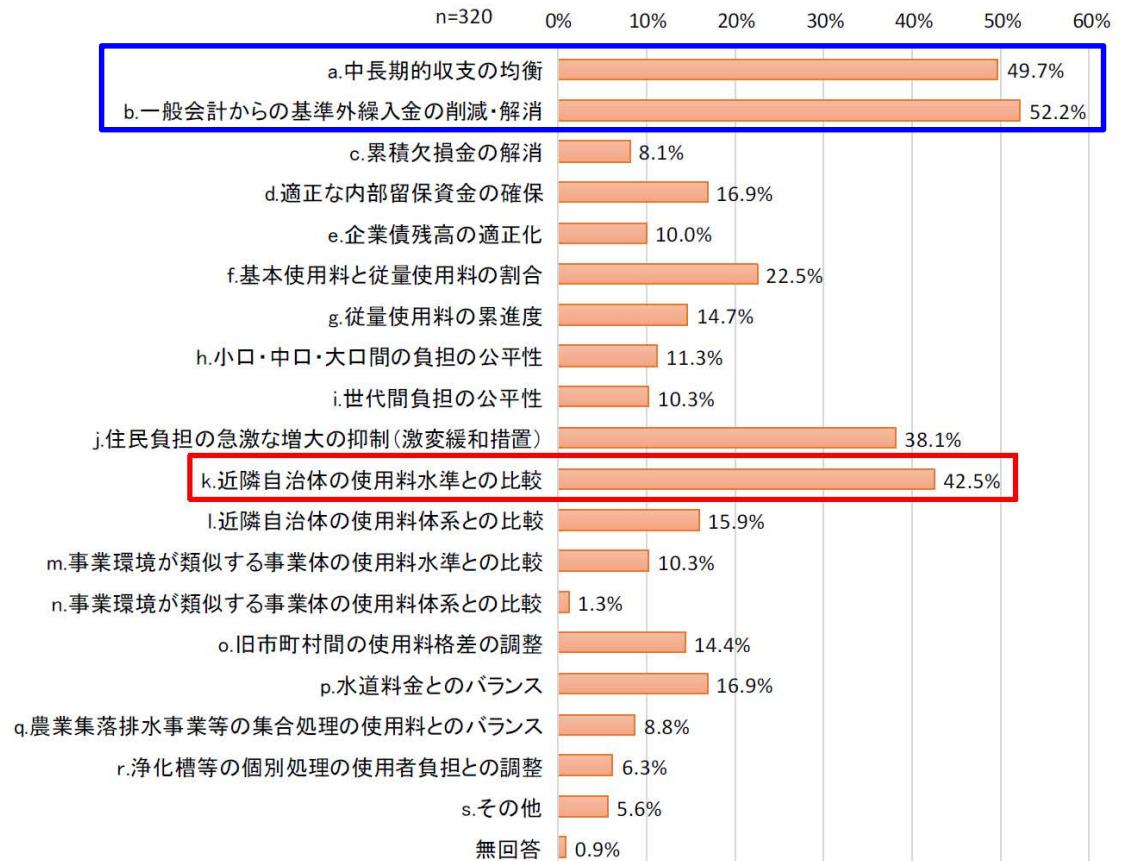
## 経費回収率100%の達成見通し



(注) 公共下水道事業および特定環境保全公共下水道を対象

(出典) 国土交通省『人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会』報告書(令和2年7月)

## 直近5年間の使用料改定の検討時において重視した点(複数回答)



(出典) 国土交通省『人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会』報告書(令和2年7月)